

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

佐世保市長 〇〇〇〇 様

申請者
住所 長崎県佐世保市△△町7番地7
氏名 株式会社佐世保運輸
代表取締役 西海太郎(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (TEL) 0956-12-1234
(FAX) 0956-12-7890

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成16年4月1日 第0805100000号
収集運搬業・処分業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、カドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 以上2種類
変更の内容	感染性産業廃棄物の収集運搬及び積替保管行為の追加
変更理由	事業拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	長崎県佐世保市△△町7番地7 感染性産業廃棄物（自社倉庫内冷蔵庫保管 積上げ上限 1m 保管上限5㎡ 面積5㎡） ※ 積替保管を行う場合のみ保管場所ごとに記載 ※ 積替保管を行わない場合は「該当なし」と記載
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※ 事務処理欄	※ 記載しないこと

(第2面)

申請者

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
該当者なし		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
(かぶしがいしゅさせぼうんゆ) 株式会社佐世保運輸		長崎県佐世保市△△町7番地7

法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
該当者なし		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
該当者なし		

役員 (法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
該当者なし		

役員 (申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
(さいかい たろう) 西海 太郎	昭和12年12月12日 代表取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地 長崎県〇〇市〇〇町1番地
(さいかい はなこ) 西海 花子	昭和15年11月11日 取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地 長崎県〇〇市〇〇町1番地
(さいかい いちろう) 西海 一郎	昭和42年10月10日 取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地 長崎県△△市〇〇町100番地

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式 の 総 数	1, 000株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所
(さいかい たろう) 西海 太郎	昭和12年12月12日	500株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		50/100	長崎県〇〇市〇〇町1番地
(さいかい はなこ) 西海 花子	昭和15年11月11日	200株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		20/100	長崎県〇〇市〇〇町1番地
(さいかい じろう) 西海 次郎	昭和45年9月9日	100株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		10/100	長崎県△△市〇〇町2番地
(さいかい さぶろう) 西海 三郎	昭和48年8月8日	100株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		10/100	長崎県××市〇〇町3番地
(さいかい いちろう) 西海 一郎	昭和42年10月10日	50株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		5/100	長崎県△△市〇〇町100番地
(かぶしがいしゅ〇〇さんぎょう) 株式会社〇〇産業	(設立年月日) 昭和47年8月30日	50株	
		5/100	長崎県〇〇市〇〇町5番地

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
該当者なし		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 佐世保市長が定める部数（1部）を提出すること。

※手数料欄